



発行 東京都

目次

規則

○東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局行政部市町村課)……………一

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課)……………二
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………(同)……………二
- 都営住宅の廃止……………(住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課)……………三
- 都営住宅の使用料の変更……………(同)……………三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………(同)……………六
- 都営改良住宅の廃止……………(同)……………七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………(同)……………七
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………(同)……………八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………(同)……………八
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………八
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)……………二
- 河川予定地の指定……………(建設局河川部指導調整課)……………三

告示 (公)

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………二四
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (二件) ……(主税局課税部課税指導課)……………二四
- 都市計画事業の施行……………(建設局河川部計画課)……………二四

規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

東京都規則第一号

東京都区市町村振興基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都区市町村振興基金条例施行規則 (昭和四十四年東京都規則第二十二号) の一部を次のように改正する。

別表中

清掃施設整備事業

二十年以内 三年以内

清掃施設整備事業

三十年以内 五年以内

改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の東京都区市町村振興基金条例施行規則の規定により貸付けを決定した長期貸付の貸付金の貸付期間及び据置期間については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十年東京都告示第千六百四十四号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第四・四・六号二子玉川公園
- 三 事業施行期間 平成二十年八月十三日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第五十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一條第一項の規定に基づき西日暮里駅前地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 西日暮里駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和七年一月三十一日から令和十四年三月三十一日まで

三 施行地区

荒川区西日暮里五丁目地内

四 事務所の所在地

荒川区西日暮里五丁目三十四番三号

五 設立認可の年月日

令和七年一月三十一日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板のほか、施行地区内の組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和七年三月一日

●東京都告示第五十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社J P M B
- (二) 代表者氏名 代表取締役 白崎 正純
- (三) 主たる事務所の所在地 渋谷区猿樂町七番十二号 COMFO UR T I S O 三 一
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第一〇二八八九号
- (五) 免許年月日 令和五年十二月二十八日

二 処分年月日 令和七年一月二十二日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和七年二月六日から同年三月七日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第六十号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 商号 株式会社レジリア
- 二 代表者氏名 代表取締役 飯田 章仁
- 三 主たる事務所の所在地 新宿区新宿一丁目九番四号
- 四 免許証番号 東京都知事(4)第八六二八二号
- 五 免許年月日 令和三年八月十一日
- 一 商号 株式会社ESP
- 二 代表者氏名 代表取締役 三差 崇
- 三 主たる事務所の所在地 港区芝大門二丁目九番十五号第二神明ビル四階
- 四 免許証番号 東京都知事(3)第九三三三七号
- 五 免許年月日 令和三年九月二日

●東京都告示第六十一号
次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例

(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定により告示する。

令和七年一月三十一日
東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
立花一丁目アパート (6号棟)	墨田区立花一丁目二十七番	高層耐火 四二・二平方メートル	二一戸
八王子石川町アパート (1号棟)	八王子市石川町二千九百五十 五番地	同右	一戸
仙川アパート (3号棟)	調布市緑ヶ丘二丁目二十五番 地	中層耐火 五三・〇平方メートル	三二戸
仙川アパート (10号棟)	同右	五三・七平方メートル	二四戸

●東京都告示第六十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第
三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和七年二月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	101,500
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	2	39,900	218,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	3	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(2号棟)	港区芝5-18	42.2	2	40,900	94,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイムアパート(14号棟)	新宿区戸山2-14	38.3	1	32,000	77,000
一般都営	高層耐火	戸山ハイムアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	2	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	2	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	文京真砂アパート(14号棟)	文京区本郷4-15	35.8	1	30,500	67,900
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート(1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,200	40,800
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	64,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	2	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	51,300
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)	江東区北砂6-16	48.1	1	40,600	78,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	52,600
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	25,700	32,800
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(2号棟)	江東区東陽3-22	34.4	1	27,900	38,600
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	4	27,600	53,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	54,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	53,700
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	85,500
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	1	52,400	106,100
一般都営	中層耐火	碑文谷五丁目アパート(4号棟)	目黒区碑文谷5-16	55.9	1	47,600	112,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,000	38,700
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)	大田区矢口2-21	36.5	1	28,800	41,400
一般都営	高層耐火	西糀谷二丁目アパート(2号棟)	大田区西糀谷2-23	42.2	2	34,200	66,000
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)	大田区多摩川2-24	48.1	1	40,200	77,700
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	89,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	49,900	89,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	3	49,900	89,400
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート(2号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,100	106,900

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(6号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	43,900	75,500
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,500	85,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	103,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート(3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,000	57,600
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)	杉並区方南2-6	42.3	1	32,200	75,900
一般都営	高層耐火	赤羽西六丁目アパート(3号棟)	北区赤羽西6-3	43.9	1	34,400	51,800
一般都営	中層耐火	西ヶ丘二丁目第2アパート(10号棟)	北区西ヶ丘2-16	51.0	1	41,000	77,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)	北区浮間2-26	59.6	1	48,300	97,500
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	58,900
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート(3号棟)	北区王子本町3-9	33.4	1	25,400	55,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(14号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	70,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)	北区滝野川3-79	36.1	1	28,000	48,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	50,800
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(11号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	51,600
一般都営	中層耐火	東日暮里一丁目アパート(14号棟)	荒川区東日暮里1-17	36.4	1	25,900	37,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	34,100
一般都営	中層耐火	前野町五丁目第3アパート(3号棟)	板橋区前野町5-18	55.9	1	43,100	86,400
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(5号棟)	練馬区富士見台3-52	39.0	1	28,800	61,300
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(6号棟)	練馬区富士見台3-54	39.0	1	29,000	57,700
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート(3号棟)	練馬区石神井台7-21	51.0	1	39,900	83,200
一般都営	中層耐火	南田中アパート(7号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	51,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(9号棟)	練馬区高野台1-1	37.0	1	26,700	54,900
一般都営	中層耐火	南田中アパート(18号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(24号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(26号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(28号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(33号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	26,800	56,700
一般都営	中層耐火	高野台一丁目アパート(12号棟)	練馬区高野台1-1	41.7	2	31,100	76,700
一般都営	中層耐火	豊玉北三丁目アパート(1号棟)	練馬区豊玉北3-7	51.0	1	39,600	88,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(2号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	40,800	80,400

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（3号棟）	足立区島根2-29	36.4	1	24,900	45,300
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（7号棟）	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,800	44,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（8号棟）	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,800	44,000
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（12号棟）	足立区西保木間3-12	39.0	1	27,200	40,600
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（4号棟）	足立区西保木間1-3	55.9	1	40,800	78,100
一般都営	中層耐火	島根四丁目第2アパート（1号棟）	足立区島根4-29	59.6	1	43,700	85,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（5号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	37,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（10号棟）	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	44,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（18号棟）	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	41,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（8号棟）	足立区西保木間4-3	33.4	1	22,500	39,400
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート（16号棟）	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	42,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（3号棟）	足立区千住元町34	33.6	1	23,300	33,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（4号棟）	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	33,300
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（12号棟）	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	44,100
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート（13号棟）	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	44,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（13号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	2	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（14号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（21号棟）	足立区花畑8-5	38.3	1	25,700	40,300
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート（2号棟）	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	45,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（15号棟）	足立区舎人6-9	51.0	1	35,600	52,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（18号棟）	足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	44,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート（2号棟）	足立区竹の塚7-4	51.0	1	36,200	65,800
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート（3号棟）	足立区竹の塚7-4	39.0	1	27,700	50,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（4号棟）	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート（4号棟）	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	87,100
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート（6号棟）	葛飾区青戸3-8	51.2	1	37,900	73,300
一般都営	中層耐火	白鳥三丁目アパート（1号棟）	葛飾区白鳥3-2	59.6	1	45,000	91,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート（1号棟）	葛飾区新宿1-2	48.1	2	34,900	64,500
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート（1号棟）	葛飾区亀有1-3	48.1	1	35,900	69,200
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート（2号棟）	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,300	70,800
一般都営	中層耐火	堀切八丁目アパート（2号棟）	葛飾区堀切8-18	55.9	1	41,600	82,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（2号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	74,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（1号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	74,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（6号棟）	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（14号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	中層耐火	平井七丁目第5アパート（36号棟）	江戸川区平井7-25	42.3	1	31,900	51,400
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート（1号棟）	江戸川区東小松川3-21	39.0	1	28,900	42,600
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート（2号棟）	江戸川区東小松川3-21	42.3	1	31,400	46,200
一般都営	中層耐火	本一色町アパート（1号棟）	江戸川区本一色3-33	53.6	1	40,400	68,900
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（2号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（3号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	85,200
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート（2号棟）	立川市羽衣町1-5	55.9	1	33,800	75,600
一般都営	中層耐火	立川錦町四丁目アパート（22号棟）	立川市錦町4-8	55.9	1	34,600	84,600
一般都営	中層耐火	立川松中アパート（24号棟）	立川市一番町5-8	33.4	1	15,900	30,200
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート（58号棟）	立川市富士見町6-58	42.3	1	23,200	44,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（7号棟）	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート（2号棟）	調布市富士見町4-14	62.1	1	37,500	91,300
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート（1号棟）	調布市深大寺町8-24	51.0	1	31,000	79,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート（2号棟）	調布市染地3-3	48.1	1	27,700	65,700
一般都営	中層耐火	日野平山アパート（4号棟）	日野市平山4-20	33.4	1	15,000	30,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（1号棟）	東村山市萩山町2-13	55.9	1	32,000	69,100
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（3号棟）	西東京市南町3-23	60.5	1	38,400	94,100
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（12号棟）	西東京市田無町7-6	51.0	1	28,600	66,200
一般都営	中層耐火	保谷富士町一丁目第2アパート（2号棟）	西東京市富士町1-8	55.8	1	39,400	87,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート（6号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（16号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（51号棟）	狛江市和泉本町4-7	51.0	1	29,500	65,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-4-2号棟）	多摩市和田3-4	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（3-7-1号棟）	多摩市和田3-7	37.7	2	17,700	35,200

●東京都告示第六十三号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)

近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料	家賃
東糀谷六丁目アパート(3号棟)	大田区東糀谷六丁目九番	高層耐火 三四・六平方メートル	九八戸	三二、二〇〇円	七二、四〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	八八戸	三七、六〇〇円	八四、五〇〇円
同右	同右	同右 四一・〇平方メートル	一〇戸	三八、二〇〇円	八五、八〇〇円
同右	同右	同右 四八・〇平方メートル	一一戸	四四、七〇〇円	一〇〇、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一〇戸	四四、〇〇〇円	九九、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	一一戸	五三、六〇〇円	一二〇、三〇〇円
天沼二丁目アパート(4号棟)	杉並区天沼二丁目三十番	中層耐火 三四・六平方メートル	一六戸	三〇、四〇〇円	一三一、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	二戸	四二、一〇〇円	一八一、五〇〇円
同右	同右	同右 同右	同右	同右	一八二、一〇〇円
天沼二丁目アパート(5号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二〇戸	三〇、四〇〇円	一二七、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	四戸	三五、五〇〇円	一四九、〇〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	四二、一〇〇円	一七六、三〇〇円
同右	同右	同右 同右	四戸	同右	一七六、八〇〇円
鹿浜五丁目アパート(2号棟)	足立区鹿浜五丁目二十四番	高層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	二七、六〇〇円	七七、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三二、二〇〇円	九〇、五〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	三八、一〇〇円	一〇七、三〇〇円
鹿浜五丁目アパート(7号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	五六戸	二七、六〇〇円	七七、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	四〇戸	三二、二〇〇円	九〇、二〇〇円

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート(24号棟)	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,700
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート(15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	40.6	1	28,800
改良	中層耐火	大島四丁目アパート(1号棟)	江東区大島4-21	42.3	1	35,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13	32.6	1	25,200
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート(10号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,400
再開発	高層耐火	西大久保アパート(5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,300
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,300

●東京都告示第六十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

天沼二丁目アパート駐車場 杉並区天沼二丁目三十八番

上石神井アパート駐車場 練馬区石神井台四丁目五番

●東京都告示第六十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名称 位置 区画数

東糍谷六丁目アパート駐車場 大田区東糍谷六丁目九番

鹿浜五丁目アパート駐車場 足立区鹿浜五丁目二番

諏訪四丁目団地駐車場 多摩市諏訪四丁目二番

●東京都告示第六十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律

第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道世田谷町田線

二 指定する区間 世田谷区世田谷一丁目九十二番一地先から同区桜三丁目四百九番十一地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

●東京都告示第六十九号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小池 百合子

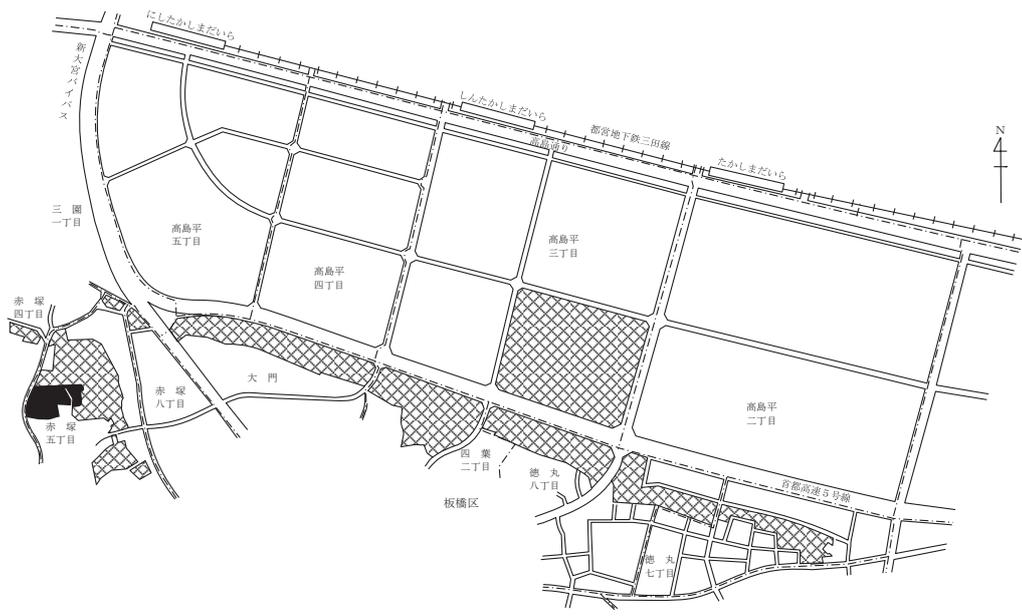
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立赤塚公園 別図のとおり 令和七年二月一日

別図

東京都立赤塚公園 区域変更略図

変更箇所	面積	平方メートル
変更前の区域	二五五、四八〇・四〇	平方メートル
追加区域	六、九六二・五七	平方メートル
変更後の面積	二六二、四四二・九七	平方メートル



●東京都告示第七十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次のとおり河川予定地を指定する。

なお、関係図書は、令和七年一月三十一日から二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川白子川

二 河川予定地として指定する区域

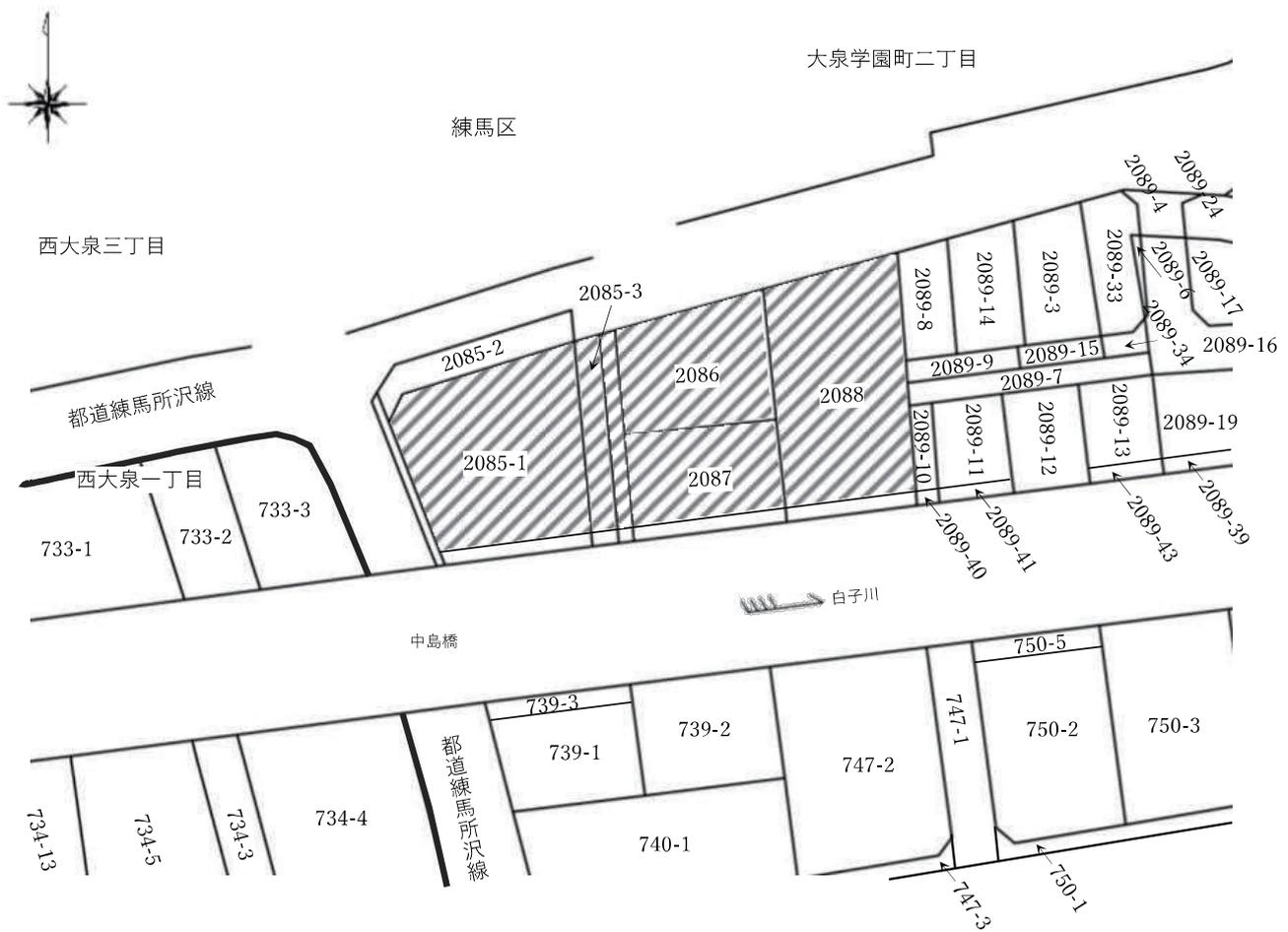
練馬区大泉学園町二丁目二千八百五番一から同所二千八百八番まで（次の略図に表示した箇所）

略図

荒川水系一級河川白子川河川予定地箇所図
練馬区大泉学園町二丁目地内

 河川予定地指定区域

案内図



告示(公)

●東京都公安委員会告示第35号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和6年12月13日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和7年1月31日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名
町田市鶴川四丁目19番地1号

「ゲームスポットチャンネル」 森 正興

2 処分事由

正当な理由がなく6月以上休業

3 その他

- (1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁生活安全部保安課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- (2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができず(ただし、上記1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて
ついで

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
株式会社 関口商会	関口 浩	荒川区西尾久三丁目十九番一号	令和六年十二月三十一日

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しについて
ついで

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四條の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第百三條の六第二項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 名称	代表者の 氏名	主たる事務所又は 事業所の所在地	取消年月日
鈴善株式 会社	平野 励	中央区日本橋小舟町一番十二号	令和六年十二月三十一日

都市計画河川事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六條の規定により、次のとおり公告する。

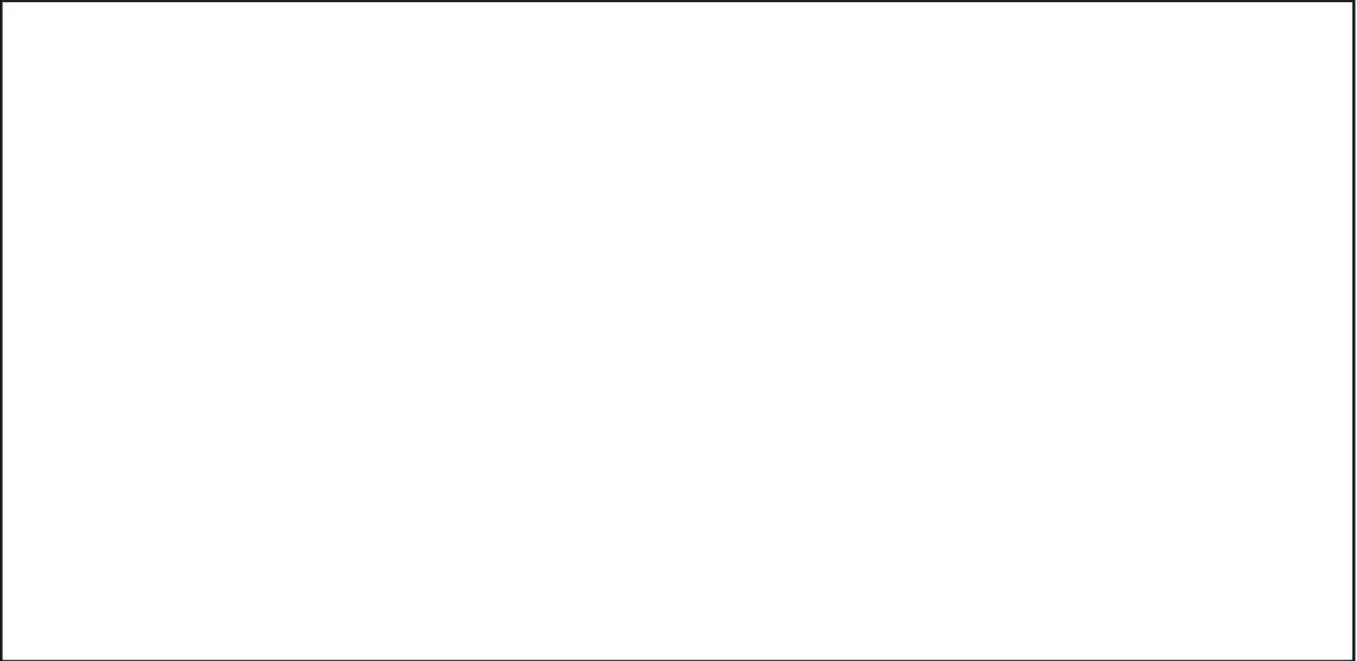
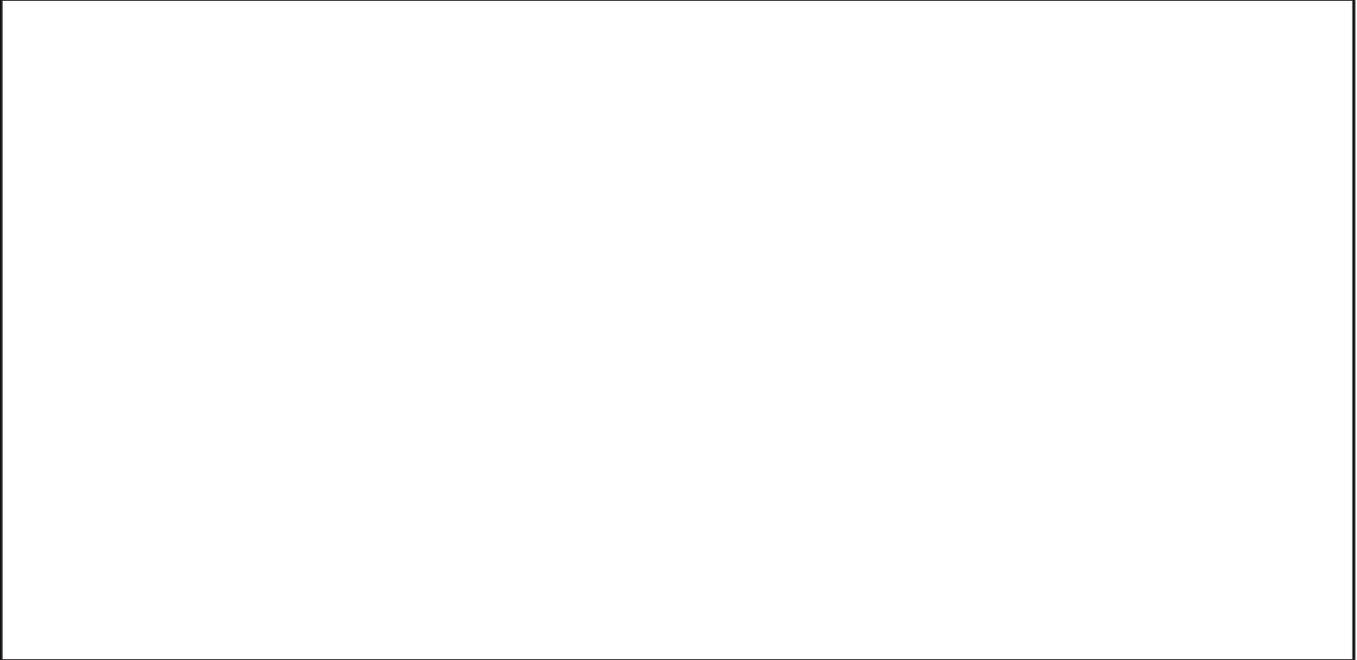
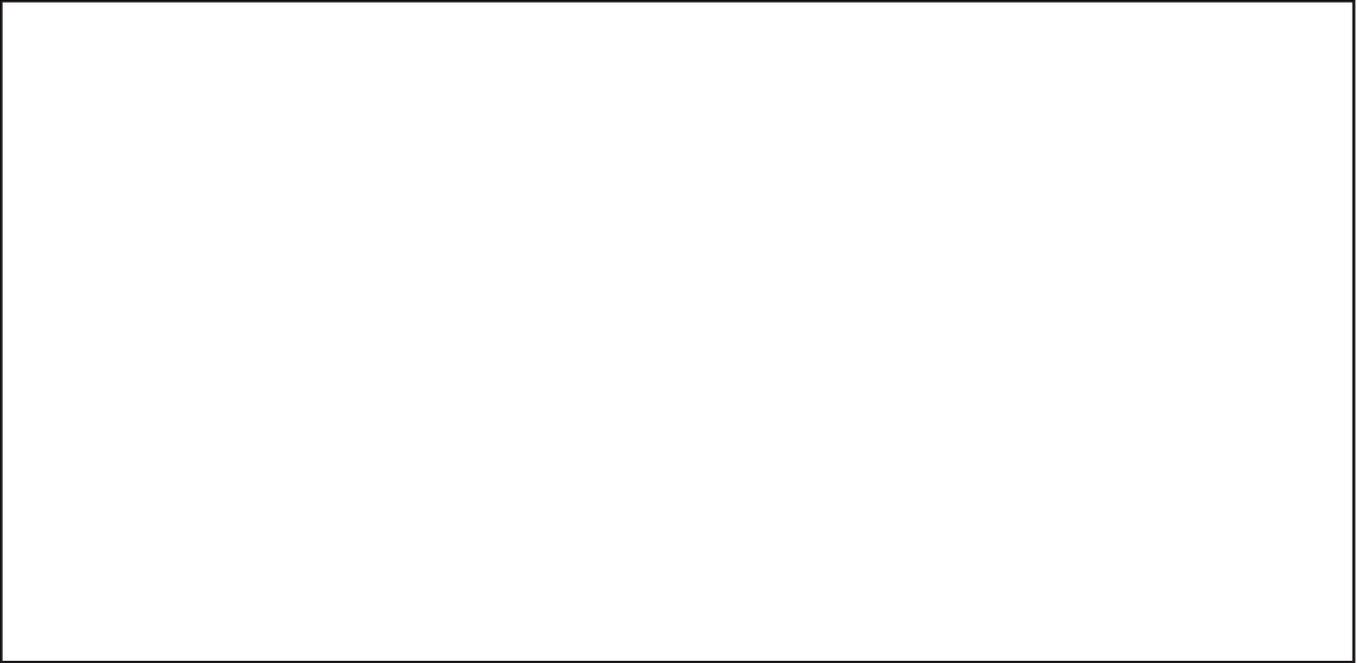
令和七年一月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画事業の 別表のとおり
種類及び名称
- 二 施行者の名称 東京都
- 三 事務所のある地 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 四 事業地の所在 別表のとおり

都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務
東京都計画河川事業第八号善福寺川	東京都杉並区西荻北四丁目及び西荻北五丁目、上荻一丁目、上荻二丁目、上荻三丁目及び上	令和七年一月二十一日関東地方整備局告示第	第三建設事務所

荻四丁目、善福寺
一丁目、桃井四丁
目、南荻窪一丁目
及び南荻窪四丁目、
荻窪一丁目、荻窪
二丁目、荻窪四丁
目及び荻窪五丁目、
宮前二丁目、高井
戸東四丁目並びに
成田西二丁目及び
成田西三丁目地内
八号



発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
号

郵便番号
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。